

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成28年7月29日
【会社名】	株式会社高田工業所
【英訳名】	TAKADA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 寿一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	北九州市八幡西区築地町1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月24日に提出いたしました第66期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出する。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、平成27年11月から平成28年2月までの間、福岡国税局により平成24年3月期から平成27年3月期までの課税年度についての税務調査を受け、一部の事業所において完成工事高の繰延、下請業者に対する工事の架空発注及び現金のキックバックが行われていたことが判明した。本件の指摘を受け、平成28年3月、当社は事実関係の解明及び類似案件の有無の検証のため当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成された第三者委員会を設置し調査をした。

その結果、完成工事高の繰延・先行計上及び原価の付替えが全事業所において工事ごとの原価率の平準化や業績目標達成を容易にするため長期間にわたって行われてきたことが判明した。また、一部の事業所が、交際費予算の補填や社内の慰労会等の費用に充てるため連結子会社である高田プラント建設株式会社及び下請業者との間で不正取引を行っていたことが判明した。

これらの事実は、全社的な内部統制におけるコンプライアンス意識の欠如、適正な財務報告に関する意識の鈍麻・欠如、本社による管理・統制機能の脆弱性、また事業所での工事の受発注に係る業務プロセス及び工事完了時期の判定等に関する業務プロセスの不備が原因と考えられる。

これらの不備は完成工事高の計上等の事業所における会計処理を通じて財務報告に重要な影響を及ぼしており開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までには是正されなかった理由は、これらの事実の特定が当事業年度末日以降となったためである。

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進する方針である。

- (1) 業務改革部の新設
- (2) 当社の役職員の意識改革
- (3) 事業所・支社の実情に見合った合理的な管理体制の構築
- (4) 本社による管理・統制機能の改善・強化
- (5) 不適切な会計処理・取引を防止する受発注及び工事完了時期の判定に関する業務プロセスの確立

以 上